

## 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	67,325,274	流動負債	150,652
現金預金	65,883,942	未払金	150,652
立替金	1,408,772	仮受金	0
仮払金	0	負債合計	150,652
前払費用	32,560	(純資産の部)	
固定資産	0	その他	67,174,622
長期前払金	0	純資産合計	67,174,622
資産合計	67,325,274	負債・純資産合計	67,325,274

## 損益計算書

(自2020年4月1日 至2020年3月31日)

(単位:円)

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
経常収益		
1 受取会費収益		
賛助会員会費	1,200,000	
2 事業収益		
国際会議剰余金	1,756,467	
3 補助金収益		
助成金	0	
4 寄付金収益		
受取寄付金	0	
5 財務収益		
受取利息	19	2,956,486
経常費用		
1 事業費用		
国際会議開催事業運営給付金	0	
2 管理費用		
会議費	0	
交通費	860	
通信費	2,448	
サーバー費	139,539	
事務局費	509,492	
選奨費	98,580	
雑費	87,415	
租税公課	10,000	848,334
経常利益		2,108,152
税引前当期純利益		2,108,152
法人税、住民税及び事業税		70,000
当期純利益		2,038,152

**2020年度 収支計算書**  
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1 会費等収入				
賛助会員会費	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	
3 補助金収入				
助成金収入	0	0	0	
4 寄付金収入				
国際会議剰余金	0	1,756,467	△ 1,756,467	
受取寄付金	0	0	0	
5 財務収入				
受取利息	12	19	△ 7	
<b>当期収入合計</b>	<b>1,000,012</b>	<b>2,956,486</b>	<b>△ 1,956,474</b>	
<b>II 支出の部</b>				
1 事業費				
国際会議開催事業運営給付金	7,000,000	0	7,000,000	
2 管理費				
会議費	250,000	0	250,000	
交通費	300,000	860	299,140	
通信費	5,000	2,448	2,552	
サーバー費	170,000	139,539	30,461	
事務局費	550,000	509,492	40,508	
選奨費	200,000	98,580	101,420	KUM賞
雑費	60,000	87,415	△ 27,415	倉庫代、銀行手数料等
租税公課	13,000	10,000	3,000	登録免許税
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0	法人都民税
<b>当期支出合計</b>	<b>8,618,000</b>	<b>918,334</b>	<b>7,699,666</b>	
<b>当期支出差額</b>	<b>△ 7,617,988</b>	<b>2,038,152</b>	<b>△ 9,656,140</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>65,136,470</b>	<b>65,136,470</b>	<b>0</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>57,518,482</b>	<b>67,174,622</b>	<b>△ 9,656,140</b>	

# 監査報告書

2021年4月16日

一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップ

会長 面谷 信 殿

監事 石井啓二



監事 小南裕子



私は、一般社団法人ディスプレイ国際ワークショップの2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の事業期間の業務について監査を実施し、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

監事は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事および事務局からの事業の報告を聴取し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告書並びに会計帳簿等を閲覧し、計算書類、すなわち貸借対照表、損益計算書、収支計算書の監査を実施しました。

## 2. 監査結果

- (1) 事業報告の内容は、法令および定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 計算書類は、法令及び定款に従い、収支及び財産の状況等を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実はないことを認めます。

以上